

旧八幡浜市立図書館カフェ設置・運営業務プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、移転して保存、利活用を計画している旧八幡浜市立図書館において、市民に居心地の良い場を提供する利活用事業としてカフェを設置・運営する事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 業務概要

(1) 業務名

旧八幡浜市立図書館カフェ設置・運営業務

(2) 業務の目的

別途の旧八幡浜市立図書館カフェ設置・運営に関する仕様書のとおり

(3) 業務内容

別途の旧八幡浜市立図書館カフェ設置・運営に関する仕様書のとおり

(4) 業務期間

令和7年度末に予定されている移転工事の完了後から3年を単位とする使用許可（更新可能）によりカフェ設置・運営業務を行う。

3. 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

4. 担当課（書類提出及び問合せ先）

〒796-0066 愛媛県八幡浜市本町一丁目 60 番地 1

八幡浜市教育委員会 生涯学習課 市民図書館（担当：阿部）

電話 0894-22-0917 fax 0894-22-3609

E-mail abe-tooru@city.yawatahama.ehime.jp

5. 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県内に飲食店の本店又は支店を有していること。
- (3) 本業務に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、八幡浜市入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成24年7月19日要綱第18号）又は八幡浜市製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成17年3月28日要綱第63号）による入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更

生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと
- (6) 八幡浜市暴力団排除条例（平成23年八幡浜市条例第37号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

6. 参加申込

本プロポーザルの参加申込者は、参加申込書（様式第1号）を提出すること。

(1) 受付期間

令和6年8月22日（木）から令和6年9月6日（金）まで（当日消印有効）

(2) 提出方法

持参、郵送、いずれかの方法により提出すること。

※ 持参の場合は月曜日を除く平日の午前10時30分から午後5時までとする。また、郵送の場合は送達確認を電話で行うこと。

(3) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第2号）を提出すること。

7. 質問

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第3号）により提出すること。

(1) 受付期間

令和6年8月22日（木）から令和6年9月4日（水）まで

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(3) 回答方法

ア 令和6年9月6日（金）までに八幡浜市公式ホームページに掲載する。

イ 回答に対する問い合わせ及び意義申し立ては一切受け付けない。

ウ ホームページに掲載した回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

8. 事業提案書の提出

(1) 提出書類

別紙1：「事業提案書提出書類一覧」のとおり

※<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/doc/2016033100011/>

木造校舎、木造の公共建物の残るまち 八幡浜の資料を一読の上、書類を提出すること

(2) 受付期間

令和6年8月22日（木）から令和6年9月12日（木）まで（当日消印有効）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留）

※ 持参の場合は月曜を除く平日の午前10時30分から午後5時までとする。また、郵送の場合は送達確認を電話で行うこと。

(4) 提出部数

9部及び電子データ（CD-R）

(5) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された事業提案書は、本プロポーザルにおける事業実施の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、八幡浜市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった事業提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類等は返却しない。

エ 事業提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 事業提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9. プレゼンテーションの実施

提出された事業提案書についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 実施日時

令和6年9月20日（金）（予定）

(2) 所要時間

1事業者あたり30分（事業提案者による提案要旨説明約20分、質疑応答10分）

(3) 説明者等

プレゼンテーションの出席者は、原則、配置予定の業務責任者とし、3名までとする。

(4) その他

ア プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

イ 詳細については、事業提案者に別途連絡する。

ウ Web会議システムを使用する場合がある。

10. 審査

(1) 審査方法

提出された審査書類は、市が設置する「旧八幡浜市立図書館カフェ設置・運営業務プロポーザル審査委員会」において審査を行う。

(2) 評価方法

審査委員会はプレゼンテーションの内容及び提出した審査書類の内容を別紙「評価基準」

に基づき審査する。

(3) 選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(2)の総合点が最も高い者を事業実施の候補者として選定する。
- イ 最高得点を挙げた事業提案者が2者以上いる場合は、評価項目の企画提案力の評価点が高い提案者を上位とする。
- ウ 事業提案者が1者であっても事業提案等の評価を行い、候補者としての可否を審査する。
- エ ア、イ、ウに関わらず、総合点が420点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した事業提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1 1. 審査結果

審査結果は決定後、全ての参加者へ文書で通知するものとし、八幡浜市公式ホームページにおいて公表する。なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- (1) 候補者の名称、評価結果（総合点）
- (2) (1)以外の参加者の名称及び評価結果（総合点）
 - ※ 参加者が2者の場合は、次点者の得点は公表しない。
- (3) 審査委員の所属及び役職名並びに氏名

1 2. 業者決定

審査により選定された事業者の代表者が事業予定者として市と事業実施に向け協議を開始する。

1 3. スケジュール

内 容	日 時
プロポーザルの公告・実施要領の公表	令和6年8月22日（木）
参加申込受付期間	令和6年8月22日（木）から 令和6年9月 6日（金）まで
審査書類受付期間	令和6年8月22日（木）から 令和6年9月12日（木）まで
実施要領等に関する質問書の受付期間	令和6年8月22日（木）から 令和6年9月 4日（水）まで

実施要領等に関する質問書の回答	令和6年9月 6日（金）予定
審査委員会（プレゼンテーションの実施）	令和6年9月20日（金）予定
審査結果の通知・公表	令和6年9月27日（金）予定

14. その他

- (1) 審査書類作成に要する経費、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費については、提案者の負担とする。
- (2) 審査書類提出後の変更、差し替えは認めない。ただし、特別な事情があると市が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 審査結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けないこととする。
- (4) その他、本実施要領に記載されていない事項で必要があるときは、八幡浜市教育委員会生涯学習課においてその対応を決定する。